正誤

ページ	段行	誤	正
二二	改正後欄表中下欄終りから三	別記四十二号の二十三の四	別記第四十二号の二十三の四
二九	改正後欄終りから一六	第八条の二の二	第八条の二の二及び第八条の二の三
三〇	改正後欄一	第八条の二の二、第八条の二の五及び第八条の二の六	第八条の二の二及び第八条の二の六
三一 〃	〃一〇	第八条の二の二、第八条の二の五及び第八条の二の六	第八条の二の二、第八条の二の五及び第八条の二の六
三一	改正後欄一	第八条の二	第八条の二の二
〃	改正前欄	第八条の二	第八条の二
三六	改正後欄終りから一六	第八条の二の五	第八条の二の二、第八条の二の五及び第八条の二の六

三〇ページ改正後欄終りから五行目から三行目は次のとおりの誤り。

4．審査を行つた確認検査員又は副確認検査員の職氏名

5．適合判定通知書の番号

6．適合判定通知書の交付年月日

7．適合判定通知書の交付者

ページ	段行	誤	正
四三	〃	第八条の二の五	第八条の二の二及び第八条の二の五
四四	〃八	検査行つた	検査を行つた
四四	〃四	検査行つた	検査を行つた
四六	改正後欄一三	平成　年	年
四七	〃五	検査行つた	検査を行つた
四七	〃	当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日	この通知を受け終りから一五た日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）この通知又は裁決の送達
〃	〃	裁決の送達	処分又は裁決の日
〃	〃一三～一二	裁決の日	処分又は裁決の日

四八ページ改正後欄一〇行目の次に次を加える。

記

1．～4．（略）

5．検査を行つた建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

6．～9．（略）

同ページ改正前欄一〇行目の次に次を加える。

記

1．～4．（略）

5．建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

6．～9．（略）

ページ	段行	誤	正
四八	改正後欄終りから六	建築物	検査を行つた建築物
〃	〃三	行つた	行つた

五一ページ改正後欄終りから三行目の次に次を加える。

4．仮使用認定のための審査を行つた確認検査員又は副確認検査員の職氏名

令和六年三月二十二日（号外特第二十五号）外務省告示第八十二号（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

ページ	段行	誤	正
七一	改正後欄終りから四	(n)Ab	(n)Abu
〃	改正前欄〃	(n)Ab	(n)Abu